

県北都市計画道路3・1・102号（仮称）松川北矢野目線（一般国道13号  
福島西道路南伸）環境影響評価方法書に対する知事意見

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価方法書には計画路線のルート・構造及び工事計画等が具体的に記載されていないことから、環境影響評価準備書には、当該内容を具体的に記載するとともに検討経過についても示すこと。
- (2) 環境影響評価を行う過程において、項目の選定及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じたときは、必要に応じ、選定項目及び選定手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行う等適切に対応すること。
- (3) 環境保全措置については、調査・予測の結果を基に、複数案の比較検討を行うなど、できる限り環境への負荷を回避・低減させるという視点により検証を行うこと。

2 環境影響評価項目について

- (1) 工事関係車両及び工事用建設機械の稼働台数を明確にするとともに、影響が考えられる場合は、「窒素酸化物」及び「浮遊粒子状物質」を環境影響評価項目として追加すること。
- (2) 工事の実施による水質悪化が懸念されることから、工事の実施に「水の濁り」及び「水の汚れ」を環境影響評価項目として追加すること。  
また、供用後、路面排水等による水質への影響が考えられる場合は、道路の存在に「水の濁り」及び「水の汚れ」を環境影響評価項目として追加すること。
- (3) 工事の実施及び道路の存在により地下水への影響が懸念されることから、実施区域内の飲用井戸等の位置について示すとともに、「地下水の水質」及び「地下水の水位」を環境影響評価項目として追加すること。

3 調査、予測及び評価の手法について

- (1) 大気環境については、トンネルなどの道路構造、学校及び住宅等との位置関係、周辺の地形及び気象特性などを踏まえ、調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) サシバについては、既往調査において対象事業実施区域での飛翔が確認され、営巢の可能性もあることから、その行動圏等を踏まえ、必要に応じて詳細な調査を実施すること。

(3) 動物の予測及び評価に当たっては、「レッドデータブックふくしま」に該当する種も追加すること。

また、調査地点については、事業内容を踏まえ適切に設定すること。

(4) 供用後、冬季に使用する凍結防止剤による動植物等への影響についても調査、予測及び評価すること。

(5) 景観に係る調査期間については、冬季を追加すること。

また、調査地点については、事業内容を踏まえ適切に設定するとともに、遮音壁を設置する場合は、設置による影響についても予測及び評価すること。

#### 4 その他

(1) 上記 1 から 3 の措置を講じるに当たっては、必要に応じ、関係機関と協議すること。

(2) 環境影響評価準備書の作成に当たっては、上記 1 から 3 の内容を踏まえるとともに、専門的な内容についても可能な限り分かりやすい表現とすること。